

社会福祉法人渡保育園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人渡保育園（以下「当法人」という）定款第21条および第8条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等の報酬は、支給しないものとする。

(旅費交通費)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり旅費交通費を支給する。（ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。）

2 理事・監事及び評議員が、用務のため研修会等に出張した場合は、渡保育園職員旅費支給規程を準用する。

理事会及び評議員会等に参加した場合の旅費交通費

球磨郡・人吉市内在住	3, 0 0 0 円
郡市外（八代市）在住	7, 0 0 0 円
郡市外（熊本市）在住	9, 5 0 0 円

(改廃)

第4条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和3年6月26日から施行する。